

政令第 号

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）附則第一条（第一号を除く。

）の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日は令和三年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和四年四月一日とする。

理由

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。